

各福祉事務所 生活保護担当課長 様

長崎県福祉保健部福祉保健課
保護班課長補佐

生活保護の医療扶助における医療要否意見書発行に伴う郵送料等の負担について（再照会）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このことについては、各福祉事務所に対し会議を開催する方法などによりご意見をいただいたところですが、県においては、各福祉事務所のご意見を踏まえ、県としての回答案を下記のとおり整理したところです。

長崎県保険医協会からの要望以降、医療機関や医師会等からの要望等を受けた福祉事務所もあるようです。また、医療要否意見書の発行に係る郵送料等の負担については、行政側の負担である旨の厚生労働省見解が3月3日開催の生活保護関係全国係長会議で示されました。加えて、当該費用については、交付税の算定基礎に含まれていることを3月15日県本庁において厚生労働省保護課に確認しております。

このように長崎県保険医協会からの要望受理以降、生活保護の取扱いが明らかになった点もあることから、当初における各福祉事務所のお考えにも一定の変化があるものと推察いたします。

つきましては、各福祉事務所のご回答案について具体的に確認したいので、別紙により3月21日（火）までにご回答くださいますようお願いいたします。

年度末ご多忙の折とは存じますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

記

（回答案）

医療要否意見書の発行に伴う郵送料の負担については、県下統一した取扱いが望ましいと考えられますが、現在のところ統一された状況にありませんので、引き続き県内各市町と調整を図ってまいります。

（※まだ上記案は確定ではございません。）

「お詫びと訂正」 医療要否意見書送付時に限定した長崎市の郵送料負担の取り扱いについて

（1面関連記事）

4月号本紙で長崎市は6月から受取人払いの返信用封筒を同封する取り扱いになった旨を報道しましたが、実際に運用され始めてみると、この取り扱いが医療要否意見書を含む書類送付時に限ったことであることが分かりました。医療券等単独の送付時には返信用封筒は同封されず、引き続き返信時の費用は医療機関負担となつています。4月号の記事は結果的に間違いであり、ここにお詫びいたします。

協会ではこの

間長崎県や長崎市をはじめとする福祉事務所等に郵送料等を行政負担とすることを求めてきました。医師会・歯科医師会からも声が挙がるなどした結果、不十分なながらも今年度から切手未貼付の封筒が同封されたり、受取人払いの返信用封筒が同封されたりしています。医療要否意見書も医療券も、患者が医療扶助を受けるために必要なものであるにもかかわらず、そのやりとりで区別があることは容認できません。今後

も、全ての書類について医療機関が負担することなく事務処理が進められるよう強く求めていきます。今秋には、厚生省が全自治体に向かって郵送料等に対する見解及び対応を示す予定です（1面参照）。厚生省もやっとな腰を上げるまでに前進しました。行政との交渉も大事ですが現場の声が改善に向けて最も効果的です。現場からも自治体に改善を求めて下さい。ご協力をよろしく申し上げます。